

2016年度第2期全国国体審判員研修会・認定試験 実施要綱

1. 参加資格：

全国国体審判員研修会・認定試験に参加する人は、都道府県連盟会長の推薦を受けた人であって、なおかつ、下記のいずれかの条件を満たす人でなければなりません。

1) 2015年度までに日本連盟公認審判員資格の2級以上を有している人。

※公認太極拳審判2級以上は「公認国体太極拳審判員」認定試験を受験でき、公認拳術審判2級以上は「公認国体長拳審判員」認定試験を受験できる。ただし、下記2)の条件を満たす場合は、2級審判員以上でなくてもよい。

2) 2015年度前期から2016年度後期までのブロック国体審判員研修会を1回以上受講した人で、所属団体の推薦を受けた人。なお、2016年度後期(第4期)ブロック国体審判員研修会の受講前でも、受講参加申込みをした時点で参加資格を有する。ただし、受講参加申込みをしたが、実際に受講しなかった人は、認定試験の参加資格を失する。

<補足>参加者の年齢制限は無しとする。

2. 資格の範囲と職能：

資格の種類：「公認国体長拳審判員」および「公認国体太極拳審判員」の2種類とする。本資格は国体の本大会および予選大会での審判員資格であり、他の大会での審判員資格は有しない。また、本資格を有しない場合は、各都道府県の国体予選大会および本大会の審判業務はできない。

◎「公認国体長拳審判員」の職能：

1) 国民体育大会公開競技「武術太極拳」の長拳種目の「初級長拳」および「長拳国際第一套路(長拳B套路)」の各審判業務をすることができる。

2) 都道府県国体選抜大会の国体長拳種目の各審判業務をすることができる。

◎「公認国体太極拳審判員」の職能：

1) 国民体育大会公開競技「武術太極拳」の太極拳種目の「ジュニア太極拳2」、「二十六式太極拳」、「太極拳推手套路」の各審判業務をすることができる。

2) 都道府県国体選抜大会での国体太極拳種目の各審判業務をすることができる。

3. 研修カリキュラム・認定試験と資格取得：

各会場とも「公認国体長拳審判員研修会・認定試験」「公認国体太極拳審判員研修会・認定試験」を実施し、各種目の①審判法＝各論、②採点実習と採点試験、の各分野で統一した講習と統一基準に基づく試験を行う。試験の成績に基づいて、各国体審判員資格を付与する。

4. 実施内容：

『国民体育大会(公開競技)武術太極拳 競技ルール』第5版(2015年6月22日作成)を教材として研修を行い、研修後にビデオ映像による採点試験を行う。

5. 実施日程・会場：

下記の日程で、3会場で全国国体審判員研修会・認定試験を実施する。受講・受験者は下記のいずれか一会場を選んで申請する。

1) 鳥栖会場： 2017年2月19日(日)

会場名： 佐賀県鳥栖市・「サンメッセ鳥栖」

鳥栖市本鳥栖町1819

TEL 0942-84-2121

- 2) 大阪会場： 2017年2月26日(日)
 会場名： 大阪・「大阪トレーニングセンター」
 大阪市西淀川区御幣島3-14-24 TEL 06-6478-3003
- 3) 東京会場： 2017年3月12日(日)
 会場名： 東京・「本部研修センター」
 東京都江戸川区松江1-9-4

6. 統一タイムスケジュール：

実施当日は、下記の統一タイムスケジュールに基づいて実施する。

	公認国体太極拳審判員	公認国体長拳審判員
午前	9:00～ 9:30 「公認国体太極拳審判員」受付 9:30～ 9:45 開講式・諸注意 9:50～12:30 太極拳 研修 ①ジュニア太極拳2 ②二十六式太極拳 〈12:30～13:30 昼食休憩〉	9:00～ 9:30 「公認国体長拳審判員」受付 9:30～ 9:45 開講式・諸注意 9:50～12:30 長拳 研修1 ①初級長拳 〈12:30～13:30 昼食休憩〉
午後	13:30～14:45 ビデオ採点試験 ・ジュニア太極拳2 ・二十六式太極拳 〈14:45～15:00 休憩〉 15:00～16:00 太極拳 研修 ③太極拳推手套路 〈16:00～16:20 休憩〉 16:20～17:00 ビデオ採点試験 ・太極拳推手套路 17:00～17:10 閉講式・解散	13:30～15:50 長拳 研修2 ②国際第一套路(B套路) 〈15:50～16:00 休憩〉 16:00～17:00 長拳ビデオ採点試験 17:00～17:10 閉講式・解散

7. 受験申請方法：

本規定に添付する「2016年度公認国体審判員受験申請書」に所定の事項を記入し、所属団体長が推薦印を捺印したものを、所属団体を通じて、受験しようとする都道府県連盟が設定する申請期日までに、同都道府県連盟に提出し、同時に、受験料を同都道府県連盟が指定する方法で納付する。

8. 受講・受験料と参加費用：

1) 受講・受験料；

「公認国体長拳審判員」 申請者1人 5千円

「公認国体太極拳審判員」 申請者1人 5千円

2) 会場設備費用(会場費とビデオ機材設置費用等)；

「公認国体長拳審判員」 申請者1人 5千円

「公認国体太極拳審判員」 申請者1人 5千円

※研修および採点試験の効果を上げるために、ビデオモニターを利用して実施します。ビデオ資料、ビデオによる試験問題の作成費等が加わるため、上記の金額となっていますのでご了解下さい。

受講・受験料および会場設備費用合計 1万円は、参加申込み時に都道府県連盟を通じて、12月1日(木)までに日本連盟の指定口座に納付していただきます。

9. 参加申込み方法：

都道府県連盟が一括して申し込み：

都道府県連盟が、下記の申込書類をまとめて、下記の申込期限までに一括して申し込んで下さい。個人の直接申込は受理しません。

1) 「<国体審判員認定>参加申込書」:

所定の事項を記入し、申込者本人印と所属する団体および所属の都道府県連盟の承認印を付し、参加者の顔写真1葉（ヨコ2.5cm×タテ3cm、裏面に氏名を記入したもの）を添付する。

2) 「<国体審判員認定>申込書一括送付状」:

参加者の人数、金額等を記入して、「<国体審判員認定>参加申込書」に添付して日本連盟に提出する。

3) 受講・受験料:

上記の「<国体審判員認定>申込書一括送付状」に記入された受講・受験料の金額を、下記の指定口座に振り込んで納付して下さい。

参加申込み期限:

参加申込書類と受講・受験料は、2016年12月1日（木）までに日本連盟に必着のこと。期限を過ぎた申込みは、準備作業の都合上、受け付けられません。

受講・受験料納付指定銀行口座： みずほ銀行 四谷支店

口座番号：（普通）1025478 口座名義：公益社団法人日本武術太極拳連盟

4) 特記事項「受験票」:

期限内に申込み手続きを完了し、日本連盟から都道府県連盟・加盟団体を通じて「受験票」を配布された受験者が、実施当日に「受験票」を持参して受付けで提示しなかった場合は、いかなる事情があっても、受講・受験することはできません。

10. 資格の受給手続:

① 認定試験終了後、講師および試験委員による成績評価に基づき、日本連盟審判委員会および常務理事会の審査を経て、上記資格の該当者を決定し、都道府県連盟宛に通知します。

② 通知を受けた人は、決定通知時に都道府県連盟宛にあらためて送付される「国体審判員資格登録申請書」に記入し、指定の顔写真2枚（ヨコ2.5cm×タテ3cm）を都道府県連盟を通じて送付し、下記の登録料を都道府県連盟を通じて、納付していただきます。

認定登録料 「公認国体長拳審判員」 = 5千円

「公認国体太極拳審判員」 = 5千円

上記手続を終了した人に対して、日本連盟は、連盟会長名で発行する「公認国体長拳審判員認定証」または「公認国体太極拳審判員認定証」と「公認国体長拳審判員証明書」または「公認国体太極拳審判員証明書」（いずれも顔写真付）を交付します。

③ 資格の有効期限は4年間とし、更新できるものとします。

今期取得の資格有効期間は2017年4月1日から4年間=2021年3月31日まで

11. 受験票・会場案内の配布:

参加申込みが受理された人の受験票、会場案内は事前に都道府県連盟宛に送付します。

12. 教材『国民体育大会（公開競技）武術太極拳 競技ルール』について:

今期の研修及び試験は『国民体育大会（公開競技）武術太極拳 競技ルール<第5版>』に基づいて実施します（2015年度後期＝第2期ブロック国体審判員研修会を含む以降の研修会で配布しているもの）。同競技ルール<第5版>は、所属団体または都道府県連盟から入手してください（手数料や送付料は受験者の自己負担でお願いします）。同競技ルールの第4版以前のもので受験された場合、不合格になる可能性があります。予めご承知おきください。

以上